

# JACDS ダイレクトニュース

発行: 日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

## 改正薬機法施行日のご案内

昨年12月4日に公布された改正薬機法は製造、流通、販売と幅広い範囲にわたり、施行日も複数設定されています。特に今回は各種施行通知の発出時期が、新型コロナウイルス感染が本格化した時期と重なりました。そこで今回は改めて薬局・薬剤師に関わる改正の中で特に注意を要する事項の施行期日をお知らせします。

### ■2020年9月1日施行

1. 調剤時に限らず、必要に応じて患者の使用状況の把握や指導を行う義務規定（一元的・継続的把握）
2. 薬局薬剤師が患者の薬剤の使用に関する情報を他医療提供施設の医師等に提供する努力義務
3. 服薬指導について、対面義務の例外として、オンライン（テレビ電話等）による服薬指導を規定

### ■2021年8月1日施行

1. 患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局（地域連携薬局・専門医療機関連携薬局）の知事認定制度（名称独占）導入。
2. 許可等業務に対する法令遵守体制の整備（業務監視体制の整備、経営陣と現場責任者の責任の明確化等）の義務づけ
3. 虚偽・誇大広告による医薬品等の販売に関する課徴金制度の創設

### 〔今回の改正薬機法の背景〕

薬剤師法第1条には、薬剤師の任務として、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする」とあります。

薬剤師の任務の目的は、あくまでも、後半の下線部分です。今回の改正は、本来、薬剤師業務の目的を達成するための手段である前半部分が目的化していることに対する警鐘です。この警鐘は薬剤師から発せられたものではなく、消費者を交えた規制改革推進会議に届いた一般の方々からの声によるものです。薬剤師の方々は今、新型コロナ対策で大変なご苦勞をされていると思いますが、感染予防に十分配慮頂きますようお願い致します。

(文責: 横田)

**日本チェーンドラッグストア協会 事務局**〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階  
TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569